

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(平成30年10月1日実施)

日本歯科医師会

＜注＞ 下記点数のうちゴシックは所定点数、（ ）の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	《※印は施設基準届出が必要》	外来環 1※	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特	乳＋特	特導	乳＋特導	特連※	特地
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29～1/3	午後10時～ 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療			著しく治療が困難な者		治療環境に円滑に 対応できるようにする		特連医療 機関	特連を除く 歯科診療所
初診	歯科初診料※ ……………237 歯科初診料(未届の場合) ……226	＋23	＋85	＋250	＋480	＋40	＋125	＋290	＋620	＋175	＋215	＋250	＋290	＋100	＋100
再診	歯科再診料※ ……48 歯科再診料 (未届の場合) ……41	明細＋1 ＋3	＋65	＋190	＋420	＋10	＋75	＋200	＋530	＋175	＋185				

医学 管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》							
	歯科疾患管理料（歯管）	100	新製有床義歯管理料*（装着月1回に限る）	230	診療情報提供料（Ⅰ）*	250		
	文書提供加算*	+10	{ 困難	230	{ 上記以外	190	歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、 以下に紹介した場合の加算	+100
	エナメル質初期う蝕加算（かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所）	+260						
	洗口指導加算*（4歳以上13歳未満、修復終了後）	+40	周術期等口腔機能管理計画策定料*	300	歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、 医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者			
	（注）う蝕多発傾向者が対象		（手術等に係る一連の治療中1回）		歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が			
	総合医療管理加算	+50	周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）*		歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算	+100		
	口腔機能管理加算*	+100	手術前（1回に限り）	280	診療情報提供料（Ⅱ）*	500		
	小児口腔機能管理加算*	+100	手術後（3月以内、計3回まで）	190	診療情報連携共有料*（医科との連携）	120		
	歯科衛生実地指導料1*（月1回、15分以上指導）	80	周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）*		歯科特定疾患療養管理料（月2回まで）	150		
歯科衛生実地指導料2* （月1回15分以上又は合計15分以上）	100	手術前（1回に限り）	500	共同療養指導計画加算*	+100			
（歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院）		手術後（3月以内、月2回まで）	300	歯科治療時医療管理料（1日につき）	45			
歯周病患者画像活用指導料	10	周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）*（放射線治療、化学療法（予 定患者含）又は緩和ケアを受ける患者）（月1回）	190	退院時共同指導料Ⅰ*（在宅療養支援歯科診療所1,2）（1回のみ）	900			
2枚目から1枚につき（1回につき5枚限り）	+10	薬剤情報提供料*（月1回、処方内容変更の場合はその都度）	10	（上記以外の歯科診療所）（1回のみ）	500			
		患者の求めに応じて手帳に記載した場合	+3	特別管理指導加算	+200			

在宅 医療	歯科訪問診療料（1日につき）（初・再診料を含む）														
	歯科訪問診療における特掲診療料の加算														
		同一建物に居住する患者数			訪問診療のみ算定	抜髄 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通抜歯 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得（連合・特殊） 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法	・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髄、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通抜歯、欠損補綴の印象採得（連合・特殊）、有床義歯の咬合採得の場合は（ ）の点数を算定する。 ・抜髄即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は《 》の点数を算定する。								
		歯科訪問診療1 （1人のみ）	歯科訪問診療2 （2人以上 9人以下）	歯科訪問診療3 （10人以上）											
		患者1人につき診療に要した時間	20分以上	1036 ＜1026＞	338 ＜328＞	175 ＜165＞	・歯科訪問診療料及び歯科診療特別対応加算を算定している場合で特掲診療料の加算を算定する場合は（ ）の点数を算定する。								
		20分未満	725 ＜715＞	237 ＜227＞	123 ＜113＞	訪問診療＋特別対応加算									

※初診料注1の未届医療機関は＜ ＞の点数で算定する

歯科訪問診療料への加算

	歯科訪問診療 1 ～ 3					歯科訪問診療 1 （20分以上）のみ		
	歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	診療時間に対する加算	患者の状態による加算		在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算
					歯科治療困難者			
歯援診 1 ／歯援診 2	同一建物居住者以外	+ 115	+ 300	1 時間を超えた場合 30分または端数を増す毎 + 100	+ 175	特導 + 250	+ 100	+ 100
	同一建物居住者	+ 50						
か強診	同一建物居住者以外	+ 115						+ 150
	同一建物居住者	+ 50						
歯科診療所	同一建物居住者以外	+ 90						+ 100
	同一建物居住者	+ 30						

訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)	
単一建物診療患者が1人の場合	360
単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	328
上記以外	300
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（20分以上、月4回）	
0～9歯	350
10～19歯	450
20歯以上	550
在宅療養支援歯科診療所加算1	＋125
在宅療養支援歯科診療所加算2	＋100
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	＋75
栄養サポートチーム等連携加算1	＋80
栄養サポートチーム等連携加算2	＋80
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（20分以上、月4回）	
在宅療養支援歯科診療所加算1	＋125
在宅療養支援歯科診療所加算2	＋100
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	＋75

歯科疾患在宅療養管理料（月1回）	
在宅療養支援歯科診療所1の場合	320
在宅療養支援歯科診療所2の場合	250
上記以外の場合	190
在宅総合医療管理加算	＋50
文書提供加算	＋10
栄養サポートチーム等連携加算1	＋80
栄養サポートチーム等連携加算2	＋80
在宅患者歯科治療時医療管理料（1日につき）	
	45
在宅患者連携指導料（月1回）	
（他職種との連携）（1回目の訪問診療から1月以内は算定不可）	900
（医療関係職種間で文書等により情報共有し、これに基づき指導を行った場合）	
在宅患者緊急時等カンファレンス料（月2回まで）	
（医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合）	200
フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）	
在宅等療養患者	110（165）
（初期根面う蝕に罹患している歯科訪問診療料算定患者3月に1回）	
在宅等療養患者専門の口腔衛生処置（月1回）	
	120（180）